

No. 1 7

令和3年（9月）

第3回定例会議案  
参 考 資 料

熊谷市

## 目 次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第 7 7 号	熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案 新旧対照表	学校教育課	1
第 7 8 号	熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新 旧対照表	公園緑地課	2
第 7 9 号	熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例 案新旧対照表	保 育 課	6
第 8 0 号	熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育 事業の運営に関する基準を定める条例の一部を 改正する条例案新旧対照表	保 育 課	7
第 8 1 号	認定路線調書・位置図	管 理 課	1 4

議案第 77 号の参考資料

熊谷市立学校設置条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立学校設置条例（平成 17 年条例第 88 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行																																						
（名称及び位置）	（名称及び位置）																																						
第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。	第 2 条 前条の学校の名称及び位置は、次のとおりとする。																																						
(1) 小学校	(1) 小学校																																						
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立石原 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立奈良 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立新堀 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>熊谷市立成田 星宮小学校</u></td> <td><u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			熊谷市立石原 小学校	（略）			熊谷市立奈良 小学校	（略）			熊谷市立新堀 小学校	（略）	<u>熊谷市立成田 星宮小学校</u>	<u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u>			<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">名称</th> <th style="width: 50%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立石原 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>熊谷市立成田 小学校</u></td> <td><u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立奈良 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td><u>熊谷市立星宮 小学校</u></td> <td><u>熊谷市池上 7 3 3 番 地</u></td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td>熊谷市立新堀 小学校</td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置			熊谷市立石原 小学校	（略）	<u>熊谷市立成田 小学校</u>	<u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u>			熊谷市立奈良 小学校	（略）	<u>熊谷市立星宮 小学校</u>	<u>熊谷市池上 7 3 3 番 地</u>			熊谷市立新堀 小学校	（略）		
名称	位置																																						
熊谷市立石原 小学校	（略）																																						
熊谷市立奈良 小学校	（略）																																						
熊谷市立新堀 小学校	（略）																																						
<u>熊谷市立成田 星宮小学校</u>	<u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u>																																						
名称	位置																																						
熊谷市立石原 小学校	（略）																																						
<u>熊谷市立成田 小学校</u>	<u>熊谷市上之 2 8 1 0 番地</u>																																						
熊谷市立奈良 小学校	（略）																																						
<u>熊谷市立星宮 小学校</u>	<u>熊谷市池上 7 3 3 番 地</u>																																						
熊谷市立新堀 小学校	（略）																																						
(2)・(3) （略）	(2)・(3) （略）																																						

議案第 78 号の参考資料

熊谷市都市公園条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市都市公園条例（平成 17 年条例第 213 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案

別表第 1（第 9 条、第 9 条の 2 関係）

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
利根川総合運動公園	テニスコート	(略)	(略)
	サッカー場（兼ラグビー場）	(略)	(略)
	サッカー場	(略)	(略)
	多目的ゴルフひろば	1月4日から12月28日まで	午前8時30分から午後5時まで
江南総合公園	(略)	(略)	(略)

別表第 5（第 10 条関係）

1 (略)

2 熊谷運動公園

(1)～(3) (略)

(4) テニスコート使用料

区分		全日	夜間
		午前8時30分～午後5時	午後5時～午後9時
人工芝コート	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

備考

1～6 (略)

(5)～(10) (略)

3・4 (略)

5 利根川総合運動公園

(1)・(2) (略)

(3) サッカー場使用料

(略)

備考

現 行

別表第 1 (第 9 条、第 9 条の 2 関係)

公園の名称	公園施設	利用日	利用時間
利根川総合運動公園	テニスコート	(略)	(略)
	サッカー場 (兼ラグビー場)	(略)	(略)
	サッカー場	(略)	(略)
江南総合公園	(略)	(略)	(略)

別表第 5 (第 10 条関係)

1 (略)

2 熊谷運動公園

(1)~(3) (略)

(4) テニスコート使用料

区分		全日	夜間
		午前 8 時 30 分~午後 5 時	午後 5 時~午後 9 時
クレーコート	一般	1 面 1 時間につき 3 1 0 円	
	児童、生徒等	1 面 1 時間につき 1 6 0 円	
人工芝コート	(略)	(略)	
	(略)	(略)	

備考

1 ~ 6 (略)

(5)~(10) (略)

3・4 (略)

5 利根川総合運動公園

(1)・(2) (略)

(3) サッカー場使用料

(略)
-----

備考

1・2 (略)

(4) 多目的ゴルフひろば使用料

区分				午前	午後	全日
				午前8時30分～ 正午	午後1時～午後5 時	午前8時30分～ 午後5時
入場料又はこれに類する料金を徴収しない場合	一般	Aグラウンド	東面	1,260円	1,360円	2,620円
			西面	1,260円	1,360円	2,620円
		Bグラウンド	1面	1,260円	1,360円	2,620円
		Cグラウンド	1面	1,260円	1,360円	2,620円
	児童、生徒等	Aグラウンド	東面	630円	680円	1,310円
			西面	630円	680円	1,310円
		Bグラウンド	1面	630円	680円	1,310円
		Cグラウンド	1面	630円	680円	1,310円
入場料又はこれに類する料金を徴収する場合				総収入額の100分の5に相当する額。ただし、その額が31,430円に満たないときは、31,430円とする。		

備考

- 1 熊谷市、深谷市又は寄居町に居住又は通勤若しくは通学をしている者以外の者が利用する場合は、上記の額の倍額とする。
- 2 「児童、生徒等」とは、小学生、中学生及び高校生以下の者をいう。

6 (略)

1・2 (略)

6 (略)

議案第79号の参考資料

熊谷市立児童クラブ条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市立児童クラブ条例（平成18年条例第36号）

（下線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	位置	名称	位置
<u>熊谷市立成田星宮児童ク</u>	（略）	<u>熊谷市立成田児童クラブ</u>	（略）
<u>ラブ</u>			

議案第 80 号の参考資料

熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表  
熊谷市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年条例第 29 号）

（下線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 <u>削除</u></p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 4 章 <u>雑則（第 56 条・第 57 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（一般原則）</p> <p>第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（<u>第 57 条を除き、以下「特定教育・保育施設等」という。</u>）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 6 条 （略）</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章 （略）</p> <p>第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 <u>雑則（第 38 条）</u></p> <p>第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準</p> <p>第 1 節～第 4 節 （略）</p> <p>第 5 節 <u>雑則（第 56 条）</u></p> <p>附則</p> <p>（一般原則）</p> <p>第 3 条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（<u>以下「特定教育・保育施設等」という。</u>）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p><u>2 特定教育・保育施設は、利用申込者からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 4 項に定めるところにより、当該利用申込者の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第 1 号において同</u></p>

改 正 案	現 行
	<p>じ。)を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この項、第4項及び第5項において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設は、当該文書を交付したものとみなす。</p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの</u></p> <p>ア <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機と利用申込者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p>イ <u>特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者の閲覧に供し、当該利用申込者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p>(2) <u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p>3 <u>前項各号に掲げる方法は、利用申込者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p>4 <u>特定教育・保育施設は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者に対し、その用いる次</u></p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><u>第 5 節 削除</u></p> <p><u>第 3 8 条 削除</u></p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 4 1 条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第 4 5 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>	<p><u>に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第 2 項各号に掲げる方法のうち特定教育・保育施設が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設は、当該利用申込者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者に対し、第 1 項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 節 雑則</u></p> <p><u>（暴力団等の排除）</u></p> <p><u>第 3 8 条 特定教育・保育施設及びその職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成 2 5 年条例第 2 8 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 3 条第 2 項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであってはならない。</u></p> <p style="text-align: center;">（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第 4 1 条 （略）</p> <p><u>2 第 6 条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第 4 5 条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この条において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p>

改正案	現行
<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第40条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第4章 雑則</u> <u>（暴力団等の排除）</u></p> <p><u>第56条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所並びにこれらの職員は、熊谷市暴力団排除条例（平成25年条例第28号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者と不適切な関係を有すると認められるものであつてはならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第57条 特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者（以下この条において「特定教育・保育施設等」という。）は、記録その他これに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うこととされるものについては、書面等に代え</u></p>	<p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第40条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2～9 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第5節 雑則</u> <u>（準用）</u></p> <p><u>第56条 第38条の規定は、特定地域型保育事業について準用する。</u></p>

改 正 案	現 行
<p><u>て、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。</u></p> <p><u>(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、ア又はイに掲げるもの</u></p> <p><u>ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</u></p> <p><u>イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・</u></p>	

改 正 案	現 行
<p><u>保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）</u></p> <p><u>(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</u></p> <p><u>3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。</u></p> <p><u>4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示すとともに、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。</u></p> <p><u>(1) 第2項各号に規定する方法のうち、特定教育・保育施設等が使用するもの</u></p> <p><u>(2) ファイルへの記録の方式</u></p> <p><u>5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項の規定による記載事項の提供を電磁的方法により行ってはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合</u></p>	

改正案	現行
<p>は、この限りでない。</p> <p>6 <u>第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意をする」と、「受けない」とあるのは「しない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、第4項中「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「提供を受けない」とあるのは「同意をしない」と、「第2項の規定による記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。</u></p>	

## 認定路線調書・位置図

整理 番号	路 線 名	認 定 理 由
1	市道 50874 号線	開発行為に伴い本市に帰属された道路を市道として管理したいため
2	市道 50875 号線	本市に寄附された道路を市道として管理したいため





